

必ずチェック！最低賃金

# 奈良県最低賃金

時間額 **838円**  
(令和2年10月1日発効)

※1 特定 最低 賃 金	奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金	時間額 897円 (令和元年12月25日発効)
	奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金	時間額 882円 (令和元年12月25日発効)
	奈良県自動車小売業最低賃金	時間額 884円 (令和元年12月25日発効)
	奈良県木材・木製品・家具・装備品製造業最低賃金 (※2) 時間額については、奈良県最低賃金が適用されます。	日 額 6,527円 (平成元年1月25日発効)

- 奈良県最低賃金は正社員のみでなく、パート・アルバイト・派遣労働者等すべての労働者に適用されます。
- ただし、特定の産業には特定最低賃金(※1)が定められており、両方の最低賃金が適用される場合は、金額の高いほうの最低賃金が適用されます。
- 最低賃金には精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外労働・休日労働・深夜労働の割増賃金、賞与、臨時の賃金は算入されません。
- 月給制の場合は、月給を1か月平均の所定労働時間で除して金額を比較してください。



奈良労働局賃金室 0742-32-0206

